

藤岡都市計画土地区画整理事業の変更（藤岡市決定）

都市計画東平井打越地区土地区画整理事業を廃止する。

理 由

本地区は藤岡都市計画区域の南西部に位置し、都市計画道路前橋長瀬線バイパスから市道の沿線に位置する。また、上信越自動車道藤岡インターチェンジに近接し、非常に交通利便性が高い。県央広域都市計画圏都市計画区域マスタープランにおいては「産業拠点」と位置付けており、市街化区域編入し工業団地とする中で、事業実施の確実性を高めるため、土地区画整理事業を令和2年11月6日に都市計画決定したものである。

今回、土地区画整理事業の代替手法としての開発行為について、都市計画法第34条の2第1項の協議が完了し、事業実施が確実となり、かつ、地区計画による適正な土地利用が図られていることから、本地区の土地区画整理事業を廃止するものである。